

# 阿寒湖

あかんこ

北海道釧路市



①朝日の阿寒湖



[登録番号] 1540

[登録年月日] 2005年11月8日

[面積] 1,318ha

[湿地のタイプ] O:永久的な淡水湖沼

[保護の制度] 国立公園特別保護地区および特別地域

[国際登録基準] 1

## 湿地の概要

北海道東部、釧路湿原からは北、濤沸湖や網走湖からは南に位置する阿寒湖は、阿寒火山の噴火活動によって約15～20万年前に形成された古阿寒湖(カルデラ湖)が、雌阿寒岳(1,499m)や雄阿寒岳(1,370m)などの火山活動によって縮小・分断された湖の一つで、標高420m、面積1,318ha、平均水深18.7mの淡水湖である。湖には大島、小島、チュウルイ島、ヤイタイモシリといった4つの島があり、遊覧船やモーターボートでアクセス可能なチュウルイ島にあるマリモ展示観察セ

ンターでは、マリモを見学することができる。湖の周囲を取り囲む山々にはエゾマツ、トドマツなどの針葉樹と、ミズナラ、カツラなどの広葉樹が混在する針広混交林に覆われ、山頂部にはハイマツやガンコウランなどの高山植物が生育している。

このように阿寒湖は、湖と森と火山の織りなす、日本を代表する山岳自然景観である。



## 湿地にかかわる動植物

阿寒湖は世界で唯一の大型球状マリモ群生地として有名である。マリモは淡水または汽水の湖沼に生息する、球化する性質を備えた緑色の藻類の一種。日本では古くから希少性や学術的価値の高さが認知され、1921年に国の天然記念物、1952年に国の特別天然記念物に指定された。マリモが丸く大きく育つためには、風や波の力、湖内の光環境、湖底の地形や底質、温泉や湖底湧水からのミネラル供給など、多くの自然の要素を必要としており、阿寒湖はこれらの要素が奇跡的に保たれているため、球状マリモの生育を可能としている。阿寒湖ではマリモのほか、ヒメフ

ラスコモ、カタシャジクモ、シャジクモなど、多くの希少な藻類が確認されている。

魚類では日本最大の淡水魚のイトウのほか、阿寒湖が原産であり、アジアにおける天然分布の南限となっているヒメマスが生息している。貝類では絶滅危惧種のカワシンジュガイなどが流入河川などに生息している。また、阿寒湖周辺の森林には、北海道を代表するヒグマやエゾシカをはじめ哺乳類24種、クマゲラなど鳥類65種が生息している。



②阿寒湖



③まりも祭り

## 保全・管理の取組

阿寒湖周辺に位置し、その集水域となっている3,900haほどの山林では、個人の所有地として1900年代初頭から森林経営が行われてきた。その後、1983年に山林の所有を受け継いだ人々によって設立された前田一歩園財団により、厳しく維持、管理されている。

阿寒湖のマリモの恒久的な保全を目的として、2012年6月、マリモの保護活動に係る団体や行政機関など官民25団体による「阿寒湖のマリモ保全推進委員

会」が設立され、同委員会の前身団体が2012年2月に策定した「マリモ保護管理計画」の実施にむけた様々な保全活動が進められている。

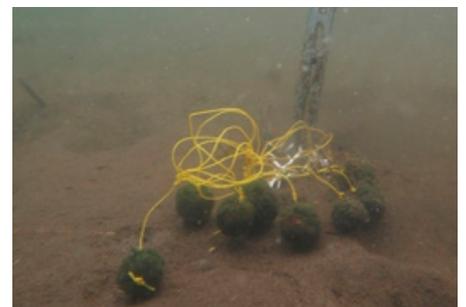
また、阿寒湖温泉街の東端にある阿寒湖畔エコミュージアムセンターでは、阿寒湖国立公園の阿寒湖を中心とした地域の自然について、展示や各種のイベントを通じて広く一般に紹介し、適切な利用と自然環境の保全の推進にむけた活動を行っている。



④エコミュージアムセンター



⑤マリモ観察会



⑥人工再生マリモの育成試験

## ワイズユースの取組

阿寒湖ではワカサギ漁が盛んなほか、アメマスを対象としたスポーツフィッシングの聖地として注目されており、漁業資源の適切な利用・管理が行われている。

阿寒湖温泉街では、マリモを観光資源の一つとして国内外にアピールしている。その中でも、まりも祭りは、マリモの保護を目的に1950年から始まった阿寒湖最大の祭りである。日本の自然保護運動の先駆けといえるもので、「マリモを通

して母なる大自然に感謝する」という趣旨で、現在まで続いている。

地域住民による活動としては、「阿寒湖のマリモ保護会」が、地域の児童生徒を対象としたマリモ生育地の観察会を1994年から毎年開催しているほか、環境省所管の「阿寒湖パークボランティアの会」などが湖岸清掃や外来種ウチダザリガニの駆除活動などを定期的を実施している。

## 関連自治体

釧路市阿寒町行政センター ☎0154-66-2211

## 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 [https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland\\_Type.html](https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html)

## 国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

## 阿寒湖(あかんこ)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所  
写真提供: 釧路市(①②④)、阿寒観光協会(③)、マリモ研究室(⑤⑥)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにいただければ、環境省の許可なしで全部あるいは一部を複製することができます。参考のため、複製物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なしでの商業的利用を禁止します。

2023.03